

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisunshin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポラ幢ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

FAX(03)32299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額700円 6カ月前納制

### へもくじ

#### ■巻頭言■

「朝日」新聞が「夕日」新聞に

滝野 忠……………2

現代マスメディア考

労働運動強化、そして北朝鮮ミサイル

……………3

鉄建公団訴訟判決1周年9・15中央集会

……………4

憲法と靖国

矢田部 理……………5

― 改憲論議に寄せて(下) ―

◇〇六組合大会から(五)◇

……………9

地域ユニオン元気、発展中

さらに続く社会保障の大改悪

原 義弘……………11

― 新たに「高齢者医療確保法」―

読者からのおたより……………14

# 旬刊 社会通信

NO. 977

二〇〇六年九月二一日号

二〇〇六年九月二一日発行  
(毎月一日・二日・二二日三回発行)

## 「朝日」新聞が「夕日」新聞に

現代マスメディア考

新聞『朝日』は「夕日」になった。大地を明るく照らす言論の任務を放り投げ、暗黒の時代への先駆けとなった。全国紙が伝える報道ほどの紙も同じ。違う点があるとすれば、「日経」は企業・経済動向を微細に伝え、管理者層への「必読紙」を装う。「産経」は公安記事を垂れ流し右翼の関心を買うことで延命をはかる。「読売」はジャイアンツ、産経ほどではない公安記事が売り。それに対し「朝日」、「毎日」は、民主主義、護憲を旗印とした。

「日経」は仕事の一環として経営幹部たりたい者が、とっているだけ。定年と同時にみんなやめてしまう。部数はふえることはない。「毎日」はいつ倒れてもおかしくない新聞。この社が倒れた時、ふえるだろうと想われるのが「朝日」。だから、倒れそうで倒れない。「読売」はジャイアンツ広報紙。今の巨人軍は悲惨。大選手を金にあかして買いつづけ、維持してきたツケ、人を育てないツケが回ってきたんですね。

こんな時こそ、「朝日」の出番と思っていたのだが、朝日が夕日になってしまった。なぜか。読者に希望と夢を与えるより、時代に棹さす方が経営に資すると考えたからであろう。ジャーナリズムの世界は編集部と営業部・経理部がつねに対立する。編集部はいい記事のために出費、営業・経理は経費削減、部数が増える記事を求める。時は反動にある。営業・経理は「護憲で部数は維持できるか」と編集にせまる。そ

うした流れの中で、「朝日」論説主幹・若宮君が生まれたのだろう。彼は名のとおり、「若い」、「お宮さん」（神宮）のようだ。たまに、論説を書いている。主張は、時代におもねるだけで、読む人の心を打つ文章ではない。

若宮君が著名入りでしゃべったり書いたりしたのは『論座』（二月号）でのナベツネ（読売のボス）との対談、朝日の右傾化を内外に宣明した四月二三日付の記事、そして最近では日経が特ダネで報じ各紙が後追いついた富田メモに関する駄文だ。駄文というのは、彼の文章はただ現象を羅列するだけで、読者に考えさせる視点がまったくないことだ。

彼の言論は「菊の御紋」を今の世に復活させるのと同じだ。彼はネベツネとの対談で、靖国参拝批判の読売報道に賛同し、朝日は「マルクス史観」から縁切りしたとタシカを切った。それからほどなく（四月二三日）朝日は戦後政治見直し「新戦略」の特集記事を連載すると宣言。その趣旨を若宮君はこう述べた。

①日本が今後も米国との同盟を軸にすべきなのは疑いない。自由経済の中心であり、いざとなれば身を賭して民主主義を守る米国である。東アジアの平和維持も、エネルギーの確保も、その協力なしにはありえない。

②米国は米国だ。日本の立場から言うべきことを言えなければ、本当の国益は守れない。そのためにもアジアに確かな基盤がほしい。

③平和主義という戦後日本の看板を捨てず、平和づくりに自衛隊をどう生かすか。国連中心主義のあり方も問われる。

きわめつけは「従来の発想をどこまで超えられるか、私たちに向けられた問でもある」と。これと「平和づくりには自衛隊をどう生かすか」を重ね合わせると若宮の本性はたちどころに明らかとなる。

(滝野 忠)

## 労働運動強化、そして北朝鮮ミサイル

**現代は階級社会** わが国においてストライキは一九七八年の全通越年闘争を最後に、大企業労組からはすっかり姿を消してしまいました。ストライキが完全になくなったわけではありません。新しく労働組合をつくった中小企業、ものすごい「合理化」で生活の見通しすらたなくなつた大企業下請企業では、ストライキはけつして珍しいわけではありません。彼らがやむなくおこなうストライキ、そして抗議集会をマス・メディアはほとんど報じない。というわけで、ストライキは「絶滅」させられてしまったかの状況を呈しているのです。

民間大企業にあつては一九七〇年代はじめの年金ストを最後に、資本が肝を冷やすストライキは姿を消してしまいました。国営・公営・自治体労組でも傾向は変わりません。団塊の世代の退職で、ストライキを指導、経験した世代は組合員からほぼ姿を消してしまいます。十数年前、鉄鋼不況でスト権を立てたけれども、「ストライキのやり方が分からない」と幹部諸氏が青くなつたと笑うに笑えない話があつたほどでした。

これで労働組合、ストライキが消滅してしまうことにはなりません。労働組合は資本と賃労働は絶対に和解できない対立という、現代の社会関係から自然発生的につくり出された組織です。

労働組合が生まれでた二百年前と現代では決定的に違う点があります。政府と資本の管理・統制・弾圧、それを支援するマス・メディアによる世論操作です。マス・メディアは権力機関ではありません。国家によるメディア支配が、マスコミを権力の機関の一翼に組み込んでしまったことです。連合という労組の全国センターが生産性向上運動に協力してどれほど資本・国家の茶坊主に墮落してしまおうと、権力機関といえないのと同じです。

現代日本社会は、米国流の保守二党体制がつくられようとしていることに最大の特徴があります。それは、憲法改悪で一つの「完成」となります。憲法改悪は議会制民主主義下の「反革命」です。社会のシンポと正義を求める運動への干渉、介入、弾圧はさらに強まることは必至です。権力者は北朝鮮のミサイル発射を契機、口実に、有事法制体制をさらに強めようとしていることにも明らかです。

**ミサイルそして核** 率直に問います。北朝鮮は脅威なんですか。ミサイル連射は日本への戦争行為ですか。さらに問います。ミサイルとロケットとどう違うのですか。日本は北朝鮮のテポドンⅡとやらのロケットとは比較にならぬH2Aという高性能のロケットをもっています。H2Aはミサイルではないのですか。もつと問います。日本はロケット(ミサイル)の実験をしてもよい、しかし北朝鮮他の発展途上国はロケッ

トを開発してはいけません。これは開発を終えた先進国、世界を支配する国々にの帝国主義的支配の一環といえないでしょうか。

核開発、その平和利用についても同じです。核大国は第二次世界大戦後、宇宙空間で数知れぬ核実験をおこなってきたことは、歴史が証明しています。核エネルギーがまだ科学で制御できぬモンスターであることは、スリーマイル、チェルノブイリでの事件に明らかです。そして今、原油価格の高騰が電力の安価で安定な供給を口実に、先進国、インド、中国等の猛烈な発展で世界経済を引っばっている国々に、原子力発電所建設が進められようとしています。米国に忠順な国の核、ロケット開発は認めるけれど、米国に従わない国のそれは絶対に認めないというのは、現代の帝国主義政策以外のなものでもないのではないでしょうか。

「らち」問題の本質 北朝鮮はアジア、そして世界で資本主義の常識からはもともと貧しい国の一つでしょう。その原因に、第二次世界大戦終了、そして建国後、日・米・南朝鮮の周辺の国々には北朝鮮との間に平和条約を結ぶことなく北朝鮮が「戦時体制」を強制されつづけたことがあります。「らち」は、そうした不幸な事態で起きた、不幸な出来事です。めぐみさんをらちして、北朝鮮にどんな利益があったのでしょうか。理解することはとうていできません。「戦争状態」が常識ではおよびもつかぬ不幸な事件を生んだということです。らちが頻発したといわれるこの時期、南朝鮮が金大中氏をらちし暗殺しようとした事件が起きていることも忘れられてはなりません。

金大中のらち事件では、日本政府は韓国と「政治決着」しました。だれもがよくご存じのことですよね。めぐみさん等、日本国民のらち問題ではピョンヤン宣言で北朝鮮は「政治決着」と考えたのではないのでしょうか。小泉訪朝、その後の外交でどんなやりとりがあったのかは政府高官しかわかりません。外交は政治です。政治はすべて秘密です。日本は外交文書をいっさい公表しないのですからなおさらです。

政府は北朝鮮は①常識の通じない国、②なにをするかわからない「ならず者」国家、③それが脅威と「北朝鮮脅威」論をあおりつづけます。

この挑発に過敏に反応しているのがユニオン連合です。連合は七月五日、ミサイル発射に関連して①平和と安全を著しく脅かす、②平壤宣言に違反、③らちの進展のない中の日本への挑発とし、「制裁はじめ毅然とした措置」を日本政府に求めています。

世論誘導に惑わされることなく、東アジア、朝鮮半島の平和と安全を考えることが求められます。

## 国労の不当労働行為認定 9・15判決をバネに解決を！

— 鉄建公団訴訟判決1周年9・15中央集会 —

とき 二〇〇六年九月十五日（金） 十八時三十分

ところ 社会文化会館（三宅坂ホール）

内容 対談（評論家・佐高信さん、鉄建公団訴訟主任弁護士・加藤晋介さん）

司会（音威子府闘争団家族・藤安美年子さん）

「連帯ロード2006」報告、原告団の決意、ビデオ上映他

友情出演（ミュージシャン・趙博さん、マンドリン奏者・矢野敏広さん）

# 憲法と靖国

— 改憲論議に寄せて（下） —

## 1 憲法と靖国

国家神道は、明治憲法で明文の規定はないが、憲法的慣習法としてわが国の国家宗教とされ、天皇はその最高の祭祀者であり、靖国はその中心的神社と位置づけられてきた。国教的地位を与えられた国家神道は、軍国主義、極端な国家主義の精神的な源流となり、国民を天皇の軍隊として戦場にかりたてる役割を果たしてきた。その中で靖国神社は、戦争を美化し正当化して戦死者を「英霊」として祀り戦争遂行の重要な一翼を担ってきた。

現憲法二〇条は、戦前の国家神道が果たした犯罪的役割を猛省して信教の自由を保障し、それを完全なものにするために国家があらゆる宗教から絶縁し、宗教に対して中立の立場を堅持すべきものと規定した。国家の非宗教性の原則、または政教分離の原則といわれている。

その結果、靖国神社は国家が管理する神社から民間の一宗教法人となり合祀祭も天皇の参拝も行われなくなった。ところが、一九五一年九月サンフランシスコ講和条約の調印を契機として「戦没者」の葬祭への公的機関の参列が緩和されたため政教分離の原則がおろそかにされるようになった。同年一〇月には靖国神社で初の例大祭が行われ、吉田茂首相が初めて参拝した。これらの動きから「靖国の復活」がいわゆるようになり、以後石橋湛山氏などを除いて歴代首相が参拝するようになった。

また、一九六九年から自民党は、靖国神社の国家護持を求めて一九七四年参議院で廃案になるまで毎年のように靖国法案を国会に提出した。その後靖国問題は、公的参拝の推進に焦点が移る。他方、民衆の側は、津地鎮祭違憲訴訟をはじめ各種の違憲訴訟を提起するなど、国や公共団体と宗教、特に靖国とのかかわり合いに問題ありとし、政教分離の原則からみて許せないとの批判を強めた。海外からの非難もあがった。韓国のキリスト者たちは、帝国主義戦争での戦死者を英霊として人格化し、靖国に祀ることを国家が護持することは許せないと強い抗議の姿勢を示した。

これに対し靖国神社は、戦前に果たした自らの役割を何ら反省せず、日中戦争と引き続く太平洋戦争―一五年戦争―は侵略ではなくわが国の自存自衛のための戦争であったとし、アジアの国々の独立に寄与したとさえ強弁している。

しかも天皇参拝の復活をしきりに要請し、天皇はこれまで七回参拝している。また、靖国神社は首相らの参拝を歓迎しただけでなく、一九七八年一〇月には東条英機元首相らA級戦犯一四名を合祀した。靖国問題がこれによって新たな緊張を生み国内外から強い反発を招くことになった。

## 2 天皇と靖国

かつて靖国は、天皇の神社であるといわれ、天皇制と分かち難く結びついてきた。現憲法の下で靖国神社は、民間の一宗教法人となったが、宗教団体である以上国家機関である天皇との特別な関係を持つてはならないというのが憲法二〇条の本旨であ

る。

一九九一年一月仙台高裁は、天皇・首相の靖国参拝の是非が問われた岩手靖国違憲訴訟で、この点を鋭くついている。靖国神社は憲法上「宗教団体」であり、参拝は「宗教的行為」であると認定したうえ、公式参拝は靖国神社を特別視し、他の宗教団体より優越的な地位を与えているとの印象を社会一般に生じさせるとしている。とりわけ天皇の公式参拝は、政教分離との関係では首相のそれとは比較にならないほど国家社会に大きな影響を与えたとし、憲法で禁じている「宗教的活動」に該当する違憲の行為であると断じた。この明快な判決の指摘にもかかわらず、天皇と靖国を再び結びつけようという策動がしばしば繰り返されてきた。

昭和天皇の参拝は、戦後現憲法の下で一九六九年まで六回行われたが、それまで国会で議論されることはなかった。一九七五年秋七回目の天皇の靖国参拝について、初めて同僚議員と私が憲法上問題ありと参議院の内閣委員会（七六国会）でとりあげた。政府は、『私人としての立場でのお参りで世間に公表しているから差し支えない』と弁解してこれを強行した。

この論議には経緯がある。同年五月三日稲葉修法務大臣は、憲法擁護の義務（九九条）があるのに改憲を声高に叫ぶ自主憲法制定国民会議に出席した。これが国会で問題になり、私と同僚議員が参議院法務委員会（七五国会）で追及した。三木首相は『閣僚の地位の重みからして個人の資格と閣僚の資格の使い分けはそもそも困難である。閣僚の行動としては慎重を欠いた』と答弁し謝罪した。憲法上国事行為にもなっていない天皇の公式参拝が違憲であることはいうまでもないが、私的参拝だと強弁してもまさに象徴天皇という『その地位の重みからして、その使い分けはそもそも困難』というのが誰の目にも明らかであり容認できないと批判した。それ以降今日まで天皇の参拝は行われていない。（天皇が参拝しなくなつたのは、一九七八年のA級戦犯合祀からであるとの記述が見受けられるが、それは誤りである。）

しかし、天皇の参拝を求める動きは、靖国関係者や遺族会だけでなく今日も根強く存在している。中曾根元首相は『小泉首相がやるべきことは自ら参拝することではなく天皇参拝の道筋をつけることである』と言い切っている。折りしもこの一月末、麻生外相も本音を語った。小泉首相の靖国参拝が中韓両国から批判され首脳外交は大きな壁にぶちあたっているのに、時の外務大臣が『英霊が求めるのは天皇の参拝であり、それが一番』と驚くべき発言をした。早速韓国政府は、『侵略戦争の歴史を正当化し、美化しようとするもの』と反発し、中国の新華社通信は、『日本の極右勢力の立場を代表している』と厳しく論評した。国内でも当然のことながら強い非難の声があがった。

その靖国神社の宮司の人選に天皇がかかわっている。二〇〇四年九月旧盛岡藩主の末裔である南部利昭氏が靖国神社の九代目の宮司に就任した。同氏は当初宮司になることをためらっていたが、『霞会館（旧華族会館）の創立記念午餐会で天皇から『靖国のこと、頼みます』といわれ、皇后からも『靖国のお守りをよろしく』と重ねていわれて引き受けたというのである（『週刊朝日』二〇〇四・一一・二二）。今日なお天皇と靖国が深くつながっている証左である。靖国問題は、国内で世論が二分している

だけでなく深刻な外交問題にまでなっているのに、天皇がその人事にまで口をさしはさむというのは、象徴天皇制の逸脱であり、政教分離の原則に背くなど憲法上も由々しきことと言わなければならない。

### 3 小泉首相と靖国

二〇〇一年小泉首相は、『八月一五日にいかなる批判があろうとも必ず参拝する』と公言し、日にちだけをずらし公用車で靖国神社に向いて参拝し、生花一对を供え「内閣総理大臣 小泉純一郎」と記帳した。以後国内外の反発をよそに毎年参拝を繰り返している。

この参拝について、二〇〇四年四月福岡地裁判決は「参拝は公的なもので憲法で禁止されている宗教的活動にあたる」として画期的な違憲の判断を下した。続いて二〇〇五年九月大阪高裁は、高裁レベルでは初めて同趣旨の判断を示した。判決は「国家神道に事実上の国教的な地位が与えられ、時としてそれへの信仰が強制され、一部の宗教団体に対して厳しい迫害が加えられたことを踏まえ、政教分離規定が設けられた」と憲法二〇条の立法の経緯を明らかにしたうえ、小泉首相の参拝をきびしく指弾している。首相が公用車を使い、秘書官を伴い、私的参拝と明言せず「内閣総理大臣」と記帳したことなどから「公的行為」であるとし、本殿で祭神に礼拝した行為を「宗教的意義が深い行為」と指摘した。また、国内外の強い批判のなかで参拝を実行し継続していることは、国が靖国神社を「特別に支援」しているとの印象を与えているとし、国と靖国神社とのかわり合いが限度を超えるもので、憲法で禁じられている「宗教的活動」にあたるとし、違憲であるとの判断を示した。

ここで今日、「靖国」とは何かがあらためて問い糺されなければならない。一五年戦争はまぎれもない侵略戦争であり、二千万人を超える人々の生命を奪い、国土を破壊し、都市を廃墟と化してアジアの人々に耐え難い苦痛と損害をおしつけた。これに対し日本政府は、村山談話などで公式的には『植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を与えた』としたうえ、『痛切な反省の意を表し心からのお詫びの気持ち』を表明している。

ところが、靖国神社はそのような歴史認識を否定して一五年戦争は侵略戦争ではなく自衛の戦争で「聖戦」であったとし、その責任者であるA級戦犯は無罪であり国のためにつくした「殉難者」だとして合祀している。他方、植民地支配や侵略によって大きな犠牲を強いたアジアの人々に対する反省は一顧だにしていけない。これら靖国神社の性格を特徴的に表現して武器や写真を展示し「輝かしい戦果」を誇示しているのが境内にある戦争博物館「遊就館」である。

さらに驚いたのは、昨二〇〇五年六月境内の一角に「頌」と銘してインドのパール判事の顕彰碑を先述の南部宮司の名で建立していることである。その碑に、パール判事は東京裁判を『勝利に傲る連合国の、今や無力となった敗戦国日本に対する野蛮な復讐の儀式に過ぎないと看破し』、『連合国の訴追は事実誤認であり、法的根拠に欠けていることを論証してA級戦犯全員を無罪とする意見書を公にした』と刻み、わが意を得たりとばかりに誉めたたえている。

わが国はサンフランシスコ講和条約一条で、不戦条約などを根拠に「平和に対する罪」で起訴された東京裁判の判決を受け入れているのに、靖国神社はこれを認めず「A級戦犯を合祀しなければ、外国の手によつてなされた一方的な裁判に屈することになる」と開き直っている。その文脈でパール判事のA級戦犯「無罪論」を引用し、碑まで建てるという挙に出たものと思われる。

中国や韓国は、そのような靖国神社に一国を代表する首相が参拝することは、憲法上の問題にとどまらず靖国神社の誤った歴史認識を肯定し、とりわけ侵略戦争の首謀者であるA級戦犯を免罪し合祀したことを是認するもので断じて容認できないということであつて、その非難は当然のことである。それを小泉首相らが内政問題だというのはのはずれであり、すりかえ以外のなものでもない。

また、小泉首相は憲法一九条を楯に首相にも「心の自由」があると弁解しているという。首相は「憲法とはなにか」についての基本的認識が欠落している。憲法は人々の自由を守るため権力の行使者の言動を縛る規範であるのに、権力者自身が憲法の制限を取り払う根拠にしているのは逆立ちした理屈であり、論理矛盾という他はない。まして、小泉首相は、私人として心のうちにとめおくのではなく首相として公式に靖国神社の祭神への礼拝という宗教行為をしているのであつて内心の自由の領域を越えている。

#### 4 改憲と靖国

一連の靖国問題に正面突破で憲法的決着をつけようというのがこのたびの改憲案である。昨二〇〇五年一月自民党は、結党五〇周年を記念して全面的な改憲案を公表した。改憲の核心が軍隊をもたないと誓った九条二項を削除して、自衛隊を「自衛軍」として正式に認知し、再び「戦争のできる国家」づくりにあることはいままでもない。その軍隊が集団的自衛権の行使や海外派兵を強行し、本格的に戦争をすることを当然のこととして憲法二〇条にも手をつけた。改憲案は、信教の自由とそのための政教分離を明記した憲法二〇条三項を、次のように改めようとしている。『国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教的活動であつて宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長、若しくは促進又は圧迫、若しくは干渉となるようなものを行つてはならない』とした。言葉をかえれば「社会的儀礼」、「習俗的行為」の範囲内であれば憲法上許されるというのである。

ここで、津地鎮祭違憲訴訟を思い出す。一九七一年五月名古屋高裁は、神道式地鎮祭を「習俗」として一審判決を否定し、宗教家が主宰し、一定の宗教的作法によつて行われたので習俗的行事とはいえず、特定の「宗教的活動」に当るので違憲であるとした。一九七七年七月最高裁は、これを覆して「目的効果基準」という物差しを示し、地鎮祭はその目的が『社会の一般的習慣に従つた儀礼を行うという専ら世俗的なもの』であり、その効果は神道を援助したり他宗教を圧迫するものではないから、憲法二〇条三項の宗教的活動にはあたらず合憲とした。

自民党改憲案は権力におもねた最高裁の合憲判決をよりどころにしてその内容を改憲案にもりこみ、首相らの靖国参拝を合憲化しようというのである。そのねらいは、

「戦争のできる国家」づくりの一環であり、戦争をすれば「自衛軍」の戦死者が想定されるが、戦死者を「新たな英霊」として合祀することを当然のこととし、そこに首相らが公式に参拝できる道をつくることにある。それは歴史の歯車を戦前に逆転させるもので断じて容認できないが、自民党改憲案は、そこまで踏み込んで戦争体制の整備をはかるうとしていることにあらためて警鐘を鳴らしたい。

## 5 おわりに

最後に、国会は二〇〇五年総選挙で圧勝した自民党と改憲指向の民主党が手を組めば、国会で改憲の発議が可能となる情勢になっている。その枠組みで改憲の第一段階である国民投票法の制定が俎上にのぼっており、改憲阻止の闘いは正念場を迎えている。

かつてない憲法の危機に直面して、「護憲」の闘いは結束が強まり、平和憲法を守り生かそう、九条改憲を阻止しようという運動が様々な形で拡がりつつある。この輪をさらに大きくして、改憲の是非を問う国民投票を視野に入れた歴史的な闘いの構築を急がなければならない。

あわせて、平和憲法はアジアの人々の筆舌に尽くし難い痛みと損失に対する心からのお詫びと反省のうえに、『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し』（憲法前文）で、不戦・非武装の誓いをしたのであって、それは国際公約である。にもかかわらず、アジアの人々は、日本が植民地支配の清算もせず、侵略戦争の反省も不十分のまま改憲をして再び軍事大国をめざし「戦争のできる国」にすることは、その盟約を裏切ることであると不信をあらわにしている。それはまた、自分たちの平和と生存に深くかかわり、新たな緊張と戦争の火種をつくり出すものとして重大な懸念を表明しつつある。その心配を払拭するために、かけがえのない犠牲のうえにかちえた人類の共有財産ともいえるべき憲法九条を国内で守るだけでなく世界に拡げ、平和と共生のための国際連帯をつくっていくことが大事であり、改憲阻止の闘いにとっても大きな課題となる。

(二〇〇六年七月三十一日、元参議院議員・弁護士 矢田部 理)

## ◇◇六組合大会から(五)◇◇ 地域ユニオン 元気、発展中

司会 地域ユニオンが元気ですね。

A 組織率は一八%、全労働者の三〇%超、女性では六〇%ちかくが不安定雇用労働者で、ほとんど組織されていない。彼女、彼らなしには仕事は回らない。しかも彼らは正規労働者以上に労働者らしさをもっている。彼らが「反旗」をひるがえせば職場は完全にマヒします。地域の仲間はそれをよく知っている。

全国モデルは兵庫だ。ルーツは八九年総評解散前の地区労による「パート一一〇番」。飛躍は九五年一月の阪神大震災。十万人もの大量解雇が発生したのに、日本を代表する労働組合はなにひとつ取り組むことはできなかった。この時、尼崎・神戸の

百人にも満たなかった二つのユニオンと存続しつづけた二つの地区労を中心に、コミユニティー・ユニオン全国ネットワークのバックアップで開設された「阪神大震災労働・雇用ホットライン」「被災者ユニオン」結成がきっかけだ。その後「ユニオンあしや」（九七年十二月）、「姫路ユニオン」（九八年五月）、「あかし地域ユニオン」（〇二年一月）、が結成。九八年三月には県内地域ユニオンが参加する「ひょうごユニオン」結成となる。この他、「熟年者ユニオン」（〇〇年三月）、「ヘルパーユニオン」（〇二年七月）がつづき、今では「ひょうご労働安全衛生センター」（〇〇年二月）、「ひょうご労働法律センター」（〇一年五月）にまで高まった。その司令塔の役割を果たしているのが八地区労（センター）「ひょうご地域連絡会」だ。

**司会** 兵庫はかつての県評・地区労を形づくり始めている。無給にちかい状況でここまでがんばっていらっしやるのだからスゴイ！ 兵庫の仲間との交流が必要だと思う。彼らのはあかるいし、なによりもムクの組合員を信頼していらっしやる。

全国ユニオンの大会も開かれましたよね。

**A** 「あらゆる働き方に権利を！ 格差是正に挑戦する労働運動をつくろう」がスローガン。大会は加盟十ユニオン他地域の連合ユニオンから三百人が参加。

会長の鴨さんは「今はユニオン運動のやりがいがある時代。非正規雇用労働者の処遇改善に向けて、きらつと光るユニオン運動と一緒にがんばりましょう」との呼びかけで、①派遣関連労働者の組織化と派遣労働政策、②有期雇用と闘い、均等待遇の実現をめざす、③労働審判制・労働委員会と紛争解決システム、④ユニオン運動入門の四つの分科会で活発に論議されました。

### ユニオン運動の任務

**司会** ユニオンは地域ばかりじゃない。ウドの太木のような企業別大労組にサヨナラして、新組合を立ち上げたのがN T Tと郵政。どんな雰囲気と議論だったのか。

**B** N T T関連労働組合協議会（N 関労）と郵政労働者ユニオンね。N 関労は結成から四年、はじめてストライキで闘うまでになった。その自信を背景に合理化攻撃に抗し、正規、非正規を問わない運動に全力を尽くすことが意思統一された。

N 関労は「四年間の到達点と新たな出発点を確認する」ことを目的に、「中期方針（たたき台）」を提起、一年間の全組合員討論で豊富化したとする。方針・行動提起では①実態をつかむ、②関連労働者の組織化、③一人から闘う職場闘争、④第三者機関の活用、⑤地域運動との結合が強調されています。

郵政ユニオンは結成から三年め。真価が問われる時との認識だ。郵政職場は今年十月の「振り分け」、来年十月の民営・分割化で合理化の嵐。現場に立脚し組織のあり方、運動の仕方をきちんと総括することを目的とするものだった。

**司会** ユニオン運動の意義をどう押さえればいいのか。

**A** 三つある。一つは将来への根拠地づくり、二つは若者との連携、三つはいろんな層と交流し視野を広げることだ。

**B** 私も同感だ。一つだけ追加したい。活動家、オルガナイザーを養成することだ。これ重要だ。

（つづく）

## さらに続く社会保障の大改悪

―新たに「高齢者医療確保法」の大改悪―

負担増の悲鳴の中でも、医療制度改革関連法が成立、次なる負担増が着々と進行しています

### 年金生活者・高齢者に、負担増通知が四連発

六月中旬、市県民税、国民健康保険料、介護保険料の決定通知、そして、老人医療の資格喪失通知が、順次発送されました。

昨年までは、非課税であった六五歳以上の年金生活者に、市県民税の課税の通知が、その何倍もの国民健康保険料の増額の通知が、介護保険料は見直しでの増額と、加えて、課税による段階アップの通知が送付されました。さらに、住民税非課税が要件であることから、課税となったことで、老人医療費助成制度の適用外とされ、資格喪失通知が送られることとなったのです。

一七年税制改正により、一八年度の住民税は、六項目にわたる増税が、実施されることとなりました。とりわけ、高齢者には年金所得控除の切り下げ（二〇万円以上）、老年者控除（四八万円）・非課税措置（総所得一二五万円以下非課税）の廃止により、信じられないぐらいの負担増となりました。

六五歳以上の年金生活者は、二六六万六千円以下の年金では、無条件で非課税でした。しかし、今年から単身者であれば一五五万円以上、控除対象配偶者があっても二一万円以上は、課税されることとなりました。

また、年金額は変わっていないにもかかわらず、控除額が減らされたことにより、少なくとも六八万円所得が増えたとして、その分に税金がかけられ、増税となりました。

### 大幅な負担増でも、それは本来額の三分の一

この一八年度の市県民税・国民健康保険・介護保険の決定通知、とりわけ、国民健康保険料の通知を受け取った、多くの方々には「計算間違いだ」と思い、区役所に抗議や確認のため出向きました。

しかし、区役所の担当者は、けっして計算間違いなどではなく、「非課税から課税になった方々には、税額を一八年は三分の二減額、一九年度は三分の一減額、二〇年度は全額課税という経過措置が税法上とられた」ということで、大きな負担増になっているが、それでも「本来増額になる額の三分の一に減額されている」のだという説明でした。

さらに、「したがって、来年も、再来年も、今年増額された額が、さらに上積みされることとなります」という説明に、驚きをおり越して、啞然とした方々が多かったです。

さきの、税法上の減額措置が受けられるのは、非課税から課税になった方々で、従前からの課税世帯は、税の減額措置の対象とはなっていません。

しかし、税法上の経過措置を受けることのできない方々についても、救済措置を求める運動の成果として、国民健康保険料に限って、年金所得控除の切り下げと老年者控除の廃止にかかわる部分について、「一八年は三分の二減額、一九年度は三分の一減額」と、同様の軽減措置が適用されています。

### 負担増の悲鳴の中で、次なる負担増の法成立

その負担増に悲鳴が上がっている最中、国会では六月一四日に、医療制度改革関連法案が、審議らしい議論もなく、成立してしまいました。十数本の医療制度「破壊」法案が一括成立しましたが、その中心は新高齢者医療制度の創設にあります。その「高齢者医療確保法」という名の、高齢者の医療を確保しない法律が成立してしまいました。確保されるのは、さらなる負担増だけです。

新高齢者医療制度の創設などは、平成二〇年四月からの実施ですが、七〇歳以上の現役なみ所得者の三割負担などが、今年一〇月から先行実施されます。

その一〇月実施にむけて、老人保健法、健康保険法での所得判定は、八月一日が基準日であることから、すでに七月下旬には、一定以上所得者（世帯収入で五二〇万円、単身者で三八三万円、課税所得額で一四五万円以上）に三割負担証（九月三〇日まで）は二割負担という表示）が送付されています。

さらに、療養病床に入院する七〇歳以上の高齢者の、食費・居住費の自己負担化で、食費が一食あたり四六〇円、居住費が一日あたり三二〇円とされ、三食とった場合の一日の食住費負担は、合計で一七〇〇円（一般世帯）となります。医療費の一部負担金とは別に、これだけの負担が必要になったのです。

そのほかにも、非課税から課税になったことで、入院時の一部負担金や食事代の限度額・減額証が発行されない（限度額や減額が適用されない）ケースが増えてきている、などの問題もあります。

また、高額療養費制度が改悪され、一般世帯と上位世帯の負担限度額が、それぞれ引き上げられています。

### 新高齢者医療制度の創設

負担増の攻撃は止まるところを知りません。さらなる改悪が決定されています。そのひとつが、新高齢者医療制度の創設です。

平成二〇年四月から七五歳以上の高齢者だけの健康保険が創設されることとなっています。七五歳以上の高齢者はすべて、この健康保険に強制加入となり、平均年額七・四万円の保険料負担と一割の窓口負担となります。（ただし、一定以上所得者は一八年一〇月から、三割負担の先行実施）

七五歳以上の後期高齢者だけの健康保険、リスクの高い高齢者だけを組織する健康保険、これが正常に運営されることは、絶対にありえないと言えます。にもかかわらず、創設されることとなったのです。

したがって、考えられることは、七四歳までの健康保険とは一線を画した、独自の制度が導入され、一般の健康保険とは異なる、別枠の健康保険が創設されるというこ

とです。

この後期高齢者の健康保険独自の医療給付制度・診療報酬体系を作ることが、法に明記されています。したがって、治療内容や薬剤が制限され、また、医療給付費が制限されることが予測されます。

厚生労働省は、この後期高齢者の診療報酬体系について、今秋に新たな検討の「場」を設置し、来年の三月ごろに「新体系の基本的な考え方」を取りまとめる方針を、明らかにしています。

## 改悪の経過

一九八〇年代 中曽根第二臨調・行政改革攻撃。

マスメディアによって老人（医療）攻撃が展開される。

一九八三年 老人保健法によって、老人医療の無料化がつぶされ、一部負担金の導入、以降改悪が続く。

一九八四年 健康保険本人一〇割給付が崩され一割負担に。

一九九〇年代 一部負担金の増額、健保本人二割負担。

二〇〇〇年 介護保険制度創設、社会保障制度の改悪の雛型。

二〇〇〇年代 老人医療に一割二割負担導入、すべての健康保険が本人家族とも三割負担とされる。

老人医療制度の改悪を梃子に、一般に、公費医療に、福祉医療に波及させる。これを三巡させることによって、健保本人負担を、一割負担・二割負担、三割負担と改悪してきました。さらに、結核や精神などの公費医療にも自己負担を導入し、乳・身・母などの福祉医療制度の改悪を進めてきたのです。

老人保健法での改悪を、二五年間積み上げたことにより、この法での改悪を完了したことから、新たに高齢者医療確保法という次なる改悪のための法を作り、さらなる改悪を進めようとしているのです。

## 改悪の背景とそのねらい

この間の医療制度改悪と規制緩和が進められるなかで、カタカナ保険会社の医療保険分野への進出は、目を見張るものがあります。アメリカなどを本拠地とする多国籍保険金融資本が、驚異的なスピードで、そのシェアを拡大してきています。

さらに、「はいれます、はいれます」の宣伝で、高齢者をその医療保険に囲い込んでいます。現在は、入院一日当たり五千円とか一万円の現金給付ですが、後期高齢者健康保険が発足し、医療給付が制限されることになれば、その制限された医療給付部分を、肩代わりして給付する私的健康保険に、大化けする可能性があります。

今回の法改正の中に盛り込まれた、混合診療の解禁は、そのための布石であるといえます。介護保険制度では、医療に置き換えれば、すでに混合診療実施（保険の負担限度額を超えれば自費負担）となっています。

非営利原則の医療を、自由（自費）診療の拡大などで、営利医療に変質させようとしているのです。病院経営に株式会社への参入、政管健保の民営化、電子レセプトの義務化なども、その意図からであるといえます。

医療そのもの、さらに医療保険や医療関連業務などを、営利の対象にするために、また、医療を一〇〇兆円産業に成長させ、多国籍保険金融資本・製薬化学資本などの利潤拡大のために、マスメディアを動員し、デマゴギーを振り撒いて、社会保障としての医療制度を改悪し続け、さらなる改悪を企図していることを、看破しておかねばなりません。

改悪の攻撃は、止まるところを知りません。したがって私たちも、引き続き粘り強く、反対運動を展開してゆく以外にすべはありません。

(ろっこう医療生協機関紙『健康一番』九月号)

## ◇ 読者からのおたより ◇

さらになんげ！ 全国大会には傍聴で参加します。今大会は国労と未提訴闘争団員が起す裁判の形態が焦点となるようです。本来は地位確認を入れることが望ましいのですが、残念ながら国労の現状はそれを決断できないようです。問題は大会後どのような「統一」のあり方を内外に示すことができるか、ということになるのでしょうか。「損倍だけの裁判なら足を引つ張られるだけ」との単純な分離論ではうまく生かれませんし、だからといって国労本部に甘い顔を見せると、またぞろ主導権を握ろうと画策を始めるでしょうから、始末におえません。でも、控訴審の間に解決させなければならぬことでは一致できますから、何とか気力を奮い起こしてやるべき事をやりきるしかありません。

編集部より 突発に備えなければならぬとなり、国労大会には取材の申し込みを控えざるをえませんでした。大会報告お願いしてよろしいですか。

稲村論文 九七三号の稲村文は卓れた文章でした。これに反応し感想―滋賀選ではつきり分かったこととして、a、人民の、ひどくなるばかりの負担増、生活苦、土建ハコ物政治、借金財政への怒りを、国松推薦勢力のみならず、誰も見抜けなかった、b、共産の「バカにつける薬はない」ほどの独善性、分派根性、c、その共産の顔色をうかがった新社の自主投票という名の日和見的動揺、及び社民の「支持」という名の主体性の無さ、d、人民は追いつめられると初めて「正義的賢明さ」をいくらか發揮して「犯人」を嗅ぎ分ける。結局、既成政党基礎票の中の「賢者」(A)と、無党派の中の「賢者」(B)が新知事誕生という快挙を成さしめたのだった。換言すれば、自・公はもとより、他の既成政党はどうしようもないアホワの集団だということだ。

力合わせて 七月二三日はユニオンの大会。白い布を用意しよう。あなたも来て、いっしょに描いてみませんか。絵でも言葉でも、みんなでわいわい、がやがや描いてみたい。どんなふうになるのか、どんなのできるのか。頭と身体を動かして、繋がってこそユニオンのキャンパスは広がり、夢は大きくなる。ユニオンの大会も変わらなければ。

編集部より 白ムクで大会に臨むというわけですな。労働組合、ユニオンは一人じゃない。力合わせて岡本太郎のような絵を描いて！

迷惑メール一七〇件 ご心配をおかけしましたが、八月より職場に復帰します。五ヶ月もの長期療養でしたが、やっと戦線復帰です。自宅のパソコンにメールが四〇〇件も！ 迷惑メールは一七〇件も入っており参りましたよ。

編集部より まだ入院中だったとは。ずいぶん勉強できたでしょう。ご活躍を！  
遅くなりました すみません遅くなりました。用紙を紛失しまして、また来るだろうと待っておりました。失礼しました。

編集部より 振替用紙は郵便局におかれています。それを利用していただくのも一つの方法です。暑い 遅くなりました。暑い中、ガンバリましょう。(鹿児島・S)

編集部より 九州、雨ばかりとのこと。東京も同じ。今日(八月一日)は久しぶりの太陽です。充電中 私こと、第五十回市原地区労定期大会で十九年間勤めた事務局長を定年のため退任しました。今後は顧問の立場でかかわります。第二の人生に向け充電中ですが、思いもかけずしばらく入院することになりました。

編集部より あなたも定年ですか。寂しい。とにかく健康回復、折るや切。

(千葉・N)